

第50回（2019年度） 関東地区知的障害福祉関係 職員研究大会 — 神奈川大会 —

開催要綱

テーマ

「新たな時代を拓く～目指すべき共生社会のために～」

日時

令和元年7月10日（水）・11日（木）

会場

横浜ロイヤルパークホテル

主催

関東地区知的障害者福祉協会
神奈川県知的障害施設団体連合会

全体会講師のご紹介等



最首 悟氏 プロフィール

1936 年生まれ。和光大学名誉教授(社会学)。2016 年 7 月 26 日津久井やまゆり園事件を起こした植松被告との接見や手紙のやりとりを通して、人間のあり方を社会に発信されています(NHK スペシャル 2018 年 7 月放送)。また重度の知的障がいのある星子さんを娘にもつ親の立場でもあられます。人間の二者性を帯びた共生について、優生思想と差別や偏見が残る社会のあり方についてご講演をいただきます。



東田直樹氏 プロフィール

1992 年 8 月生まれ。千葉県出身。会話のできない重度の自閉症でありながらパソコンおよび文字盤ポインティングにより、援助なしのコミュニケーションが可能。「自閉症の僕が跳びはねる理由」は世界 30 か国以上で翻訳され世界的ベストセラー。執筆だけでなく講演活動にも精力的に取り組まれています。理解されにくかった自閉症者の内面を説明するとともに、その内面から発出される言葉は、人としての深い真理を説き多くの人々に勇気と感動を与えています。

2019 年 7 月 10 日(水)

11:30~ 受付

12:30~13:00 開会式

13:00~14:30 基調講演 最首悟氏

14:45~16:15 記念講演 東田直樹氏・美紀氏

16:45 全体会終了

18:00~20:00 情報交換会・アトラクション

7 月 11 日(木)

9:00~12:00 分科会

- ①法人・施設運営
- ②児童発達支援
- ③障害者支援施設
- ④日中活動支援
- ⑤生産活動・就労支援
- ⑥地域支援
- ⑦相談支援

情報交換会・アトラクション

勇気&元気創出の湘南バリアフリーパンチロックバンド進和学園「とびっきりレインボーズ」のバンド演奏と秦野精華園ダンスチーム「S♡girls」のコラボステージです!
(とびっきりレインボーズのオリジナル曲多数 youtube で発信中! ぜひ、ご視聴ください)



第50回 関東地区知的障害福祉関係職員研究大会 一神奈川大会一

開催要綱

1. 趣 旨

関東地区（1都8県）知的障害者福祉協会関係の施設・事業所の職員が一堂に会し、支援のあり方をはじめとして我々が直面する諸課題について研究・発表・意見交換し、これを実践に活かすことにより、知的障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2. 大会テーマ 「新たな時代を拓く～目指すべき共生社会のために～」

激動の「平成」30年間。大規模災害・原発事故、社会保障費の激増と消費税増税、目まぐるしく進む制度改革、人材確保・育成の課題と働き方改革、権利擁護の法整備、社会的弱者・少数者への攻撃・差別・虐待を煽るような事件・発言、等々多くの問題が一気に顕在化し対応を迫られた時代でした。

「平成」から「令和」の時代に入るタイミングで、本大会は節目の50回を迎えることとなりました。日々揺れ動く制度改革の中で、新たな時代に向かって再度目指すべき社会のあり方を標榜し、全ての人々が共に生きるためのヒントを、ここ神奈川の地で皆様と共有できることを祈っております。

3. 主 催

関東地区知的障害者福祉協会 / 神奈川県知的障害施設団体連合会（事務局）

4. 後 援 （予定）

神奈川県 / 横浜市 / 川崎市 / 相模原市 / 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 / 神奈川県民間知的障害施設協同会
神奈川県身体障害施設協会 / 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 / 神奈川県手をつなぐ育成会
神奈川県自閉症協会 / （一般社団）やまゆり知的障害児者生活サポート協会

5. 期 日

令和元年7月10日（水）・11日（木）

6. 会 場

横浜ロイヤルパークホテル 〒220-8173 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1-3
TEL. 045-221-1111 FAX. 045-224-5153

7. 参加者

- (1) 関東地区知的障害福祉関係職員、障害当事者、家族等（協会会員施設・事業所）
- (2) 関係機関・団体、教育等の知的障害福祉に関心のある方（会員外は参加費 16,000 円）

8. 日 程

【 第一日目 7月10日（水）全体会・情報交換会（懇親会） 】

11：30～ 受付開始 （受付場所：宴会棟3階 大宴会場「鳳翔」ホワイエ）

12:30～ 全体会 開会式 (宴会棟3階 大宴会場「鳳翔」)

- ◆主催者挨拶 関東地区知的障害者福祉協会 会長 菊地 達美
神奈川県知的障害施設団体連合会 会長 出縄 守英
- ◆来賓祝辞 神奈川県知事 黒岩 祐治 様
(予定) 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 会長 篠原 正治 様
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 会長 井上 博 様
- ◆来賓紹介 及び 主催者紹介
- ◆次期開催県挨拶 栃木県障害施設・事業協会 会長 菊地 達美

13:00～

- ◆基調講演 『人間(じんかん)に居る人間(にんげん) —相互依存と自立希求—』
講師 最首 悟 氏 (和光大学名誉教授)
～ 14:30～14:45 休憩 ～

14:45～

- ◆記念講演 『自閉症の僕の心をはぐくんだもの』『今、子育てを振り返って』
講師：東田直樹氏 (作家・詩人)、東田美紀氏 (直樹氏の母)

16:45 全体会終了

18:00～20:00 情報交換会 (宴会棟3階 大宴会場「鳳翔」)

- ◆アトラクション
湘南バリアフリーパンチロックバンド 進和学園「とびっきりレインボーズ」 &
秦野精華園ダンスチーム「S[Ⓢ] g i r l s」のコラボレーションステージ!

【 第二日目 7月11日(木) 分科会 】

08:30～ 受付開始 (7つの各分科会会場へお越し願います)

09:00～ 分科会

- | | |
|-------------------|----------------|
| 第1分科会 法人・施設運営部会 | 第2分科会 児童発達支援部会 |
| 第3分科会 障害者支援施設部会 | 第4分科会 日中活動支援部会 |
| 第5分科会 生産活動・就労支援部会 | 第6分科会 地域支援部会 |
| 第7分科会 相談支援部会 | |

12:00 分科会会場ごとに閉会

9. 参加申込に関するお問い合わせ

東武トップツアーズ(株) 東京国際事業部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア16階

TEL. 03-5348-3897 FAX. 03-5348-3799

10. 大会に関するお問い合わせ

神奈川県知的障害施設団体連合会 事務局

〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

TEL. 045-316-5610 FAX. 045-324-0426

E-mail: info@kanagawa-id.org

URL: http://www.kanagawa-id.org/

第 50 回 関東地区知的障害福祉関係職員研究大会—神奈川大会— 【 分科会概要 】

【第 1 分科会】 法人・施設運営部会	
テーマ	「障害福祉における人材確保・定着・育成について考える」「中央情勢報告」
趣旨 内容	<p>【趣旨】 少子高齢化の時代を迎え、社会が労働力不足に見舞われる中、福祉現場の人材確保・定着・育成の問題は益々厳しさを増しています。マンパワーの確保と質は直接事業運営に影響します。高齢福祉では外国人労働者を積極的に雇用しており、障害福祉でも新たな取組を迫られています。このたび社会福祉法人県央福祉会の先進的な取組みを参考に、今後の展開を模索していきます。</p> <p>中央情勢からは、現在、次期障害福祉サービス報酬改定に向けて検討チームで議論されている課題や現制度の検証、利用者の高齢化・重度化、GH・地域生活のあり方、入所施設の機能、就労支援の報酬の仕組み、虐待防止、権利擁護、職員の処遇改善、働き方改革等、山積する問題について議論していきたいと思えます。</p> <p>【内容】</p> <p>○講演 9:10～10:50 「人材確保・定着・育成に向けた県央福祉会の取組み」 講師：社会福祉法人県央福祉会 理事長 佐瀬 睦夫氏</p> <p>○講演 11:00～12:00 『中央情勢報告』 講師：(公財)日本知的障害者福祉協会 政策委員会委員長 河原 雄一氏 (社会福祉法人星谷会 施設長)</p>

【第 2 分科会】 児童発達支援部会	
テーマ	「地域で生きる」を支え合う児童発達支援
趣旨 内容	<p>【趣旨】 障害がある子どもも「地域社会において参加し、包容される」ことを目指して、様々な支援が展開されています。その内容は、施設・事業者が障害児に対して直接行う支援に留まらず、家族支援や地域支援、学校やその他関係機関との連携など、施設等の専門的な機能を活かした「外への支援」を組み合わせたものです。こうした営みは、個々の子どもが生活する環境（在宅・施設）や事情の違いに応じて通所支援・入所支援に加えて行われています。</p> <p>そこで、この分科会では、ライフステージに応じた支援の実践報告を共有しながら、乳幼児期から成人期へ移行するまでの障害児支援のあり方について皆さんと考える機会にしたいと考えています。</p> <p>【内容】</p> <p>○講演 9:00～10:00 講師 又村あおい氏 全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員 (公社)日本発達障害連盟 JL NEWS 編集長</p> <p>○実践報告 10:00～11:30</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通所事業所における家族支援、地域支援、機関連携などの取組み 報告者(予定): 社会福祉法人大和しらかし会 松風園 2. 入所施設における家族支援の取組み 報告者(予定): 公益財団法人鉄道弘済会 弘済学園 3. 成人期への移行支援～児童施設から移行者を受け入れているGH等から 報告者(予定): 社会福祉法人白根学園 <p>○助言・協議 11:30～12:00</p>

【第 3 分科会】 障害者支援施設部会	
テーマ	利用者と共に歩み続ける～障害者支援施設のこれから～
趣旨 内容	<p>【趣旨】 津久井やまゆり園における痛ましい惨事から3年が経過します。当初神奈川県が設置した検証委員会委員長を務められた石渡先生をお招きし、この事件を通して改めて今後目指すべき我々の理念や進むべき方向性を考えていきます。一方、平成30年4月より新たな報酬改定が実施されました。併せて次期報酬改定に向け</p>

	<p>た 13 項目の検討課題が示されています。今回、日本知的障害者福祉協会政策委員会副委員長の白石孝之氏より、最近の障害福祉の情勢を踏まえ障害者支援施設における今後の課題を整理していただき、理念と制度理解をあわせ、新たな時代を拓く視点を考えていきたいと思えます。</p> <p>【内容】</p> <p>○講演 9:05～10:35「利用者と共に歩み続ける支援とは」(仮) 講師 東洋英和女学院大学 教授 石渡 和実氏</p> <p>○中央情勢報告 10:45～12:00「最近の障害者福祉の情勢」(仮) 講師 日本知的障害者福祉協会政策委員会副委員長 白石 孝之氏 (社会福祉法人彩明会 理事長)</p>
--	--

【第 4 分科会】 日中活動支援部会	
テーマ	日中活動支援事業の事業目的は何！
趣旨 内容	<p>【趣旨】 平成 18 年に現在の福祉サービス事業「生活介護」の事業名になってから 13 年目になります。その「生活介護」を利用している方の多くが重度障害者や多くの支援を必要とする方々です。そして、現在更に高齢化が進みつつあり、その支援の中身や「質」が、次期報酬改定に置いても大きなテーマになっています。</p> <p>そこで、今回の分科会では日中活動支援の「質」を考えるとともに、部会で今まで主張してきた「社会参加・自己実現・意思決定支援や自己選択」といった、支援の「質」を考える上で重要なキーワードを取り上げながら、参加者と一緒に考え、明日の現場実践に活かしていきましょう。</p> <p>【内容】</p> <p>○講演 9:10～10:10「障害福祉における日中活動支援とは」 講師：埼玉県立大学 副学長 朝日雅也 氏</p> <p>○実践報告 10:20～12:00 テーマ「社会参加を中心とした支援の留意点」 ～本人中心支援と意思決定支援との関係～</p> <p>報告①「自閉症・発達障害を有する方の社会参加について」 - 社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会 でい・さくさべ - 施設長 瀧本 典子氏</p> <p>報告②「重度重複障害者の社会参加について」 - 社会福祉法人横浜共生会 こそあどぐるん - 施設長 中根 幹夫氏</p> <p>報告③「高齢知的障害者の社会参加について」 社会福祉法人渡良瀬会 水車 施設長 柏瀬 旬 氏</p>

【第 5 分科会】 生産活動・就労支援部会	
テーマ	今一度、農福連携を考える
趣旨 内容	<p>【趣旨】 近年、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」取組みが盛んになり政府が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 閣議決定)や「障害者基本計画(第 4 次)」(平成 30 年 3 月 閣議決定)「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 閣議決定)でも農福連携による障害者等の農業分野における就農・就労の促進が位置づけられています。</p> <p>そこで、行政からの農福連携の取組みと日本農福連携協会からのどうしたら農福の連携がうまくいくのかなどのご講演を頂き、障がいを持った人の働く支援に結び付けていくことを目的とします。</p> <p>【内容】</p> <p>○講演 9:00～10:00 講師：農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 課長補佐(高齢者対策班) 富所 康広氏</p> <p>○講演 10:10～12:00 講師：日本農福連携協会 代表理事 榊原 典俊氏 (社会福祉法人青葉仁会 理事長)</p>

【第6分科会】 地域支援部会	
テーマ	私の望む暮らし
趣旨 内容	<p>【趣旨】 「私の望む暮らし」について、実践報告を中心に考えることを目的といたします。望む暮らしを実現するにあたっての、入居者さんの苦勞とは？ そして支える職員の苦難とは？ 入居者さんと地域を結びつける方法等々を、実践を通じて考えます。</p> <p>また、共同生活援助の形態も様々になってくるなかで、サテライト型住居の役割の確認であったり、新しい形態である日中サービス支援型共同生活援助についても、報告を通じて学びあえる機会となればと思います。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実践報告①「地域生活を支える関係づくり～Aさんのケース～」 社会福祉法人光友会 藤沢サンライズ 所長 村井 良行氏 ○実践報告②「本人が望むGHでの暮らし」 社会福祉法人光風会 地域事業室 光風ホーム 矢久保 太 氏 ○実践報告③「私の望む暮らし～市営住宅のグループホームに暮らして～」 社会福祉法人みのり会 グループホーム第2 高山こぼとの家 サービス管理責任者 厚地 友子氏 入居者 末永 典和氏 ○実践報告④「親からの自立と入所施設からグループホームへの移行支援の取り組み」 元パステルファームワーキングセンター所長 岸 茂子氏 日中サービス支援型グループホーム カモミール横山台所長 佐藤 陽子氏

【第7分科会】 相談支援部会	
テーマ	相談支援の現場から、実践事例をとおして意思決定支援を理解する。
趣旨 内容	<p>【趣旨】 意思決定支援の必要性については誰もが大事だと言われてはいますが、実践で行われている相談支援専門員やサービス管理責任者等における意思決定支援の具体的な方法については、説明されることは少ないのが現状です。それぞれの役割を踏まえ、事例を通して支援の中で意思決定支援がどのように行われているのかを理解することを目的とします。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演 9:05～ 9:35 「相談支援部会～中央情勢報告」「相談支援事業の今後の展開について」 日本知的障害者福祉協会 相談支援部会 副部長 社会福祉法人唐池学園 貴志園 施設長 富岡 貴生氏 ○実践報告①神奈川県 9:35～10:15 「津久井やまゆり園再生基本構想に係る意思決定支援の取り組みについて」 社会福祉法人かながわ共同会 寸沢嵐地区日中活動支援センターライフ 相談支援専門員 須藤 祐一氏 ○実践報告②千葉県 10:30～11:10 「パーソナルサポーターの活動について」 社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会 地域生活支援センターふるる センター長 佐藤 滋洋氏 ○実践報告③埼玉県 11:10～11:50 「みんなで作る豊かな暮らし～暮らしの場準備会について」 社会福祉法人みぬま福祉会 相談児（者）相談支援事業 さいたま市大宮区障害者生活支援センターみぬま 地域支援部総合施設長 山路 久彦氏 ○質疑応答、意見交換等



第 50 回関東地区知的障害福祉関係職員研究大会

—神奈川大会—

《参加・情報交換会・宿泊等のご案内》

■ 参加のご案内

大会開催日： 2019年7月10日(水)～11日(木)

大会会場： 横浜ロイヤルパークホテルホテル

〒220-8173 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-3

みなとみらい線「みなとみらい駅」より徒歩約3分

JR「桜木町駅」より徒歩5分

大会参加費： 会員 お1人様 15,000円

非会員 お1人様 16,000円

(資料代を含みます。宿泊費・情報交換会費は別途)

※7月4日(木)以降にお取消の場合、参加費のご返金はいたしません。当日の資料を後日送付させていただきますので予めご了承下さい。

※大会参加費は大会本部からの依頼に基づき、東武トップツアーズ(株)が代行収受するものです。旅行契約には該当しません。

■ 情報交換会のご案内

日 時： 2019年7月10日(水)18:00～

会 場： 横浜ロイヤルパークホテル3階「鳳翔の間」

参加費： お1人様 10,000円

■ お申込からご精算までのスケジュール

申込締切日	2019年 6月14日(金)
請求書・参加券等送付予定日	2019年 6月25日(火)頃
お支払い期限	2019年 7月 5日(金)

※返金がある場合は、大会終了後1ヶ月を目途に返金いたします。

※お客様から入金がない場合は、旅行契約は締結していません。

■ お申込み方法

参加申込みについては、参加受付を確実にを行うためにファックス又はインターネットのみにての受付とさせていただきます。大変恐縮ですが、電話によるお申込み及び変更などはご遠慮下さい。

【A】 FAX・郵送によるお申込み

- ① 別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、東武トップツアーズ(株)東京国際事業部までFAX、または郵送にてお申込みください。郵送によるお申込みの場合は、必ず「参加申込書」のコピーの保管をお願いします。申込受付後、「申込書回答欄」に受付日等記入し、FAXにて返信させていただきますので、ご確認をお願いします。

※FAX送信後、5日経っても当社より返信の連絡がない場合は、お手数ですが一度ご連絡いただきますよう、お願いいたします。

- ② お支払いは、銀行振込みにてお願いいたします。申込受付後、6月25日(火)頃を目途に、参加者の皆様へ、「請求書・大会参加券および各種利用券」をお送りいたしますので、請求書記載の当社指定口座へお振込下さい。

※恐れ入りますが、振込手数料はお客様のご負担にてお願いいたします。

【B】 インターネットによるお申込み

- ① 神奈川県知的障害施設団体連合会ホームページに掲載されている「第50回関東地区知的障害福祉関係職員研究大会へのお申込はこちら」ボタンをクリックすると申込サイトへアクセスできます。

※東武トップツアーズ(株)予約システム⇒ <https://conv.toptour.co.jp/shop/evt/kanburo2019/>

※5月中旬よりオープン予定です。

- ② 申込サイトの、オレンジのボタン『初めての方はここをクリック』より、新規ユーザー登録画面に必要事項を入力して登録して下さい。
- ③ 登録したメールアドレスに確認メールが届きますので、マイページより申込代表者を登録し、各種参加登録(大会参加・分科会・情報交換会・宿泊)をご予約ください。
- ④ 各事項が完了しましたら、再度予約完了メールが届きますので、ご確認ください。
- ⑤ お支払いは、お申込サイトの『お支払い』ページで、「銀行振込」又は「クレジットカード」をお選びください。

「クレジットカード」を選択すると、注意事項のご確認後、カード決済画面に入ります。必要事項を入力して決済をいただきますようお願いいたします。

「銀行振込」を選択された場合、システム画面に記載された振込口座にお振込いただくか、6月25日(火)頃に大会参加券等とともにお送りする請求書に記載の振込口座にお振込ください。

※恐れ入りますが、振込手数料はお客様のご負担にてお願いいたします。

■ 横浜エリアマップ



宿泊施設一覧

宿泊施設	住所・電話／ファックス番号
①横浜ロイヤルパークホテル 《大会会場ホテル》	〒220-8173 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1-3 TEL 045-221-1111 FAX: 045-224-5151
②横浜桜木町ワシントンホテル	〒232-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 1-101-1 TEL 045-683-3111 FAX: 045-683-3112
③ニューオータニイン横浜プレミアム	〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-7 TEL 045-210-0707 FAX: 045-210-0778
④ホテルJALシティ関内横浜	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 72 TEL 045-661-2580 FAX: 045-212-0899
⑤横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	〒231-0033 神奈川県横浜市中区長者町 5-53 TEL 045-243-7111 FAX: 045-253-7731
⑥ホテルウイングインターナショナル横浜関内	〒231-0032 神奈川県横浜市中区不老町 1-2 TEL 045-681-4800 FAX: 045-671-9354
⑦横浜平和プラザホテル	〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町 5-65 TEL 045-212-2333 FAX:
⑧ホテルルートイン横浜馬車道	〒231-0007 神奈川県横浜市中区弁天通 4-53-1 TEL 045-227-8911 FAX: 045-227-8912

■ 本大会の宿泊は東武トップツアーズ(株)の募集型企画旅行です。

宿泊設定日：2019年 7月9日(火)・前泊、7月10日(水) 2泊

宿泊条件：1泊朝食付(税金・サービス料込み)

ツインルームは2名様1室利用時の1名様あたりの宿泊代金となります。

最少催行人員：1名 添乗員は同行しません。

会場ホテル(横浜ロイヤルパークホテル)の他、アクセスの良いホテルをご用意いたしました。

別紙旅行条件書をご確認の上、申込書の宿泊欄に、申込記号をご記入下さい。

※横浜ロイヤルパークホテルのシングルは、ツインルームのシングルユースとなります。

※ホテル満室の場合は、別途他のホテルをご案内させていただく場合があります。(手配旅行契約)

※禁煙・喫煙のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■ 宿泊施設 ※お一人様1泊当り 朝食・税・サービス料込み

	宿泊施設名	申込 番号	部屋 タイプ	旅行代 金	アクセス・住所
①	横浜ロイヤルパークホテル 《大会会場ホテル》	A S	シングル	23,800円	・みなとみらい線「みなとみらい駅」より 徒歩3分 ・JR「桜木町駅」より徒歩5分
		A T	ツイン	14,600円	
②	横浜桜木町ワシントンホテル	B S	シングル	12,800円	・JR「桜木町駅」より徒歩1分
		B T	ツイン	10,800円	
③	ニューオータニイン 横浜プレミアム	C S	シングル	16,200円	・JR「桜木町駅」より徒歩1分
		C T	ツイン	10,500円	
④	ホテルJALシティ関内横浜	D S	シングル	12,000円	・みなとみらい線「日本大通駅」より 徒歩2分
		D T	ツイン	9,800円	
⑤	横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	E S	シングル	11,300円	・地下鉄「伊勢佐木長者町駅」より 徒歩1分 ・JR「関内駅」南口より徒歩5分
⑥	ホテルウイング インターナショナル横浜関内	F S	シングル	9,500円	・JR「関内駅」南口より徒歩
⑦	横浜平和プラザホテル	G S	シングル	8,500円	・地下鉄「馬車道駅」より徒歩1分
⑧	ホテルルートイン横浜馬車道	H S	シングル	8,900円	・地下鉄「馬車道駅」より徒歩2分

■ 変更・取消について

参加(参加者の変更を含む)・宿泊・情報交換会の変更および取消は、申込書またはそのコピーの備考欄にその旨をご記入のうえ、必ず FAX(03-5348-3799)にてご連絡をお願いします。

インターネット申込のお客様は、インターネットより変更・取消しの手続きをお願いします。

お申込後、お客様の都合による取消しの場合は、下記の取消料がかかりますので、予めご了承ください。

取消日	旅行開始日の前日から起算して		前日	当日	旅行開始後 ・無連絡
	14日前～8日前	7日前～2日前			
宿泊	20%	30%	40%	50%	100%
情報交換会	無料	50%	100%		

※宿泊の取消料は利用開始日の前日から起算して、一泊ごとに適用いたします。ご宿泊当日12時までに当事業部又はホテルに取消の連絡がない場合は無連絡不参加として100%の取消料を申し受けます。

※変更・取消に関しては弊社が確認できた時点が対象日となります。休業日・営業時間外での受信・受領は翌営業日に変更・取消の対象日となりますので予めご了承ください。(平日 9:30～18:30 土曜日・日曜日・祝祭日は休業)

※変更・取消により、ご入金額との差額が生じた場合は、大会終了後にご指定の銀行口座へ1か月以内を目途にお振込みいたします。

■ ご案内

● 募集型企画旅行契約

本大会の「宿泊」は、東武トップツアーズ(株)が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

本大会にかかわる宿泊の旅行条件は、2019年4月1日を基準としています。

「情報交換会」につきましては、神奈川県知的障害施設団体連合会の主催となります。

● 参加費・情報交換会につきましては、旅行契約に該当しません。また、各費用につきましては大会本部からの依頼に基づき、東武トップツアーズ(株)が代行收受させていただきます。

● 個人情報の取扱いについて(重要)

東武トップツアーズ(株)は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡及び宿泊機関・保険会社等の提供するサービスの手配および受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関、大会主催者に提供いたします。それ以外の目的では利用いたしません。

※上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針につきましては当社のホームページでご確認ください。

申込書送付先・問合せ(旅行企画・実施)

東武トップツアーズ株式会社 東京国際事業部 担当:田中・川見

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア 16階

TEL 03-5348-3897 FAX 03-5348-3799 受付時間:平日 9:30～18:30 (土日祝日は休業)

観光庁長官登録旅行業第38号(一社)日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者/山本 正幸



旅行業公正取引
協議会 会員

[承認番号(当研修整理番号:客国(19-173))]

旅行条件書

* お申込みの前に必ずお読みください

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社東京国際事業部(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「参加・情報交換会・宿泊等のご案内」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「参加・情報交換会・宿泊等のご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はおお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「参加・情報交換会・宿泊等のご案内」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はおお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれ

らによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なること認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただき、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資

料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いいたします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交待

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交待に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は平成31年4月1日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

 東武トップツアーズ株式会社

東京国際事業部
東京都新宿区西新宿 7-5-25
電話番号 03-5348-3897 FAX 番号 03-5348-3799
営業日: 平日(土日祝日休業)
営業時間: 09:30~18:30
一般社団法人日本旅行業協会正会員
 bonds保証会員
総合旅行業務取扱管理者: 山本 正幸

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(H29.6版)

